

第二十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第四十号

昭和三十三年五月十三日(月曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 小枝 一雄君

理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事田口長治郎君 理事芳賀 貢君

五十嵐吉藏君 石坂 繁君

木村 文男君 鈴木 善幸君

綱島 正興君 永山 忠則君

原 捨恩君 本名 武君

松浦 東介君 松野 頼三君

阿部 五郎君 赤路 友藏君

足鹿 覺君 石田 宥全君

石山 權作君

出席國務大臣 農林大臣 井出一太郎君

出席政府委員 農林事務官(農林經濟局長) 渡部 伍良君

農林事務官(水産庁次長) 奥原日出男君

委員外の出席者 農林事務官(農林經濟局長) 丹羽雅次郎君

業保険課長) 専門員 岩隈 博君

五月十三日 委員田中利勝君辞任につき、その補

欠として阿部五郎君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十一日 水産林造成事業の推進に関する請願

(西村彰一君紹介)(第三〇三二二号)

農民相統審議設置等に関する請願

(吉川久衛君紹介)(第三〇五四号)

鹿屋市に国立竹林試験場設置に関する請願(二階堂進君紹介)(第三〇五五号)

鹿屋市に国立苗畑設置に関する請願(二階堂進君紹介)(第三〇五六号)

地方競馬制度審議設置に関する請願(山村新治郎君紹介)(第三〇五七号)

七ヶ宿村内国有林特別払下げ等に関する請願(佐々木三三君紹介)(第三〇九四号)

農業共済組合費の軽減等に関する請願(木村文男君紹介)(第三一一六号)

韓国抑留船員の救済等に関する請願(山本利壽君紹介)(第三一一七号)

水産物価格安定策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一一八号)

簡易潜水器使用者の登録制実施に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一一九号)

沿岸漁船整備促進要綱に基く農林漁業資金借入条件緩和に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二〇号)

漁業共済制度の確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二二号)

漁業法の一部改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二三二号)

中型かつお、まぐろ漁業取締規則の改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二三三二号)

水産業協同組合法の一部改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二四号)

暴風浪による漁業災害復旧費融資の償還期限延長に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二五号)

中小漁業融資保証保険料減減に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二六号)

の審査を本委員会に付託された。

五月十一日 自作農維持創設資金増額に関する陳情書(京都府議會議長蒲田徳次)(第九五七号)

漁業保護のため水質汚濁防止法等制定に関する陳情書(神戸市兵庫区新庄家町一三三兵衛具漁業協同組合連合会長理事三浦清太郎)(第九五九号)

ビール麦育種指定試験事業費全額国庫負担に関する陳情書(栃木県知事小川喜一)(第九六二二号)

国土緑化大会熊本県誘致に関する陳情書(熊本県知事杉井三郎外四名)(第九六三三号)

同(熊本県阿蘇郡町村会長河津寅雄外二名)(第一〇一八号)

浅海増殖開発補助金増額等に関する陳情書(東京都千代田区麹町一の一)

二全国漁業協同組合連合会長理事片柳真吉)(第一〇一六号)

国土緑化大会鹿児島県誘致に関する陳情書外一件(鹿児島県鹿屋市議會議長会長高野季信外一名)(第一〇一七号)

昭和三十三年産米穀予約売渡制に関する陳情書(東京都千代田区有楽町一の一の四全国農業協同組合中央会長荷見安)(第一〇一九号)

農林省奥羽種畜牧場青森分場を独立機関に昇格の陳情書(青森県知事山崎岩男外六名)(第一〇二〇号)

枕崎港修築費増額に関する陳情書(枕崎市長福崎清雄外二名)(第一〇二二二号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案(内閣提出第一三二二号)

農業災害補償法第七七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三三号)

輸出水産物の振興に関する法律の一部を改正する法律案起草に関する案件

農業用電力料金に関する件

〇小枝委員長 これより會議を開きます。

さきに本委員会において、水産に関する小委員長より、小委員会の起草にかかる輸出水産物の振興に関する法律の一部を改正する法律案について報告を聴取いたしましたので、本日の小委員会においてさらに検討の結果、さきの成案を改め、ただいまお手元に配付いたしましたので、この際小委員長より小委員会の経過並びに結果について報告を聴取することにいたします。

水産に関する小委員長鈴木善幸君。

輸出水産物の振興に関する法律の一部を改正する法律案

輸出水産物の振興に関する法律の一部を改正する法律

輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「冷凍品の冷蔵」を「冷凍品の冷蔵については、他人に委託してする場合に、輸出水産物を営む者」を輸出水産業者(他人の委託を受けて輸出水産物を冷蔵し、又は冷蔵する事業を除く)を営む者に改める。

第三条を次のように改める。

(事業場の登録)

第三条 輸出水産業者又は製造受託者(他人の委託を受けて輸出水産物を冷蔵し、又は冷蔵する事業を営む者をいう。以下同じ)は、省令で定める輸出水産物の種類ごとに、その者が輸出水産物の製造の用に供する事業場につき、農林大臣の登録を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録を受けるべき期限は、当該事業場についての輸出水産業を開始する者にあつては、その開始する日の前日とし、前条第一項の輸出水産物の指定があつた日において現に当該指定に係る輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者にあつては、そのつど省令で定める日とする。

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十号

昭和三十三年五月十三日

3 何人も、第一項の規定による登録を受けた事業場(同項但書ものを除く。)

輸出水産物を製造してはならない。但し、前項の規定により省令で定める日までに登録を受けた者については、その省令で定める日(同日までに登録を受けたときは、その受けた日)までの間は、この限りでない。

4 農林大臣は、第二項の省令を制定し、又は改正するには、あらかじめ、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

第三条の次に次の三条を加える。
(登録の申請)

第三条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
二 事業場の名称及び所在地(漁船の場合にあつては、当該漁船の名称及び主たる根拠地)
三 製造しようとする輸出水産物の名称
四 省令で定める製造施設の構造及び能力
五 省令で定める技術者の数及び担当業務
六 その他省令で定める事項
2 前項の申請書には、省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準)

第三条の三 農林大臣は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合は、

を除き、登録をしなければならない。

一 申請に係る事業場の前条第一項第四号の省令で定める製造施設が省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請に係る事業場における前条第一項第五号の省令で定める技術者の資格及び数が省令で定める基準に適合しないとき。

三 他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基いて利用することができないと認められるとき。

2 農林大臣は、前項第一号及び第二号の省令を制定し、又は改正するには、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、輸出水産物の品質の改善及び声価の向上に資するようになしななければならない。

(登録を受けた者の届出等)

第三条の四 第三条第一項の登録を受けた者は、登録申請書の記載事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、省令で定めるところにより、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出なければならない。

2 相続又は法人の合併により第三条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

3 第三条第一項の登録を受けた者は、当該登録に係る事業場について、

の輸出水産業を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4 第三条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、その清算人は、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第四条第一項中「又は都道府県知事は、輸出水産業者又は製造受託者」を「第三条第一項の登録を受けた者」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、第三条第一項の登録に係る事業場が第三条の三第一項各号の一に該当するに至つたとき、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五条中「及び省令で定める登録換の申請をする者を削る。

第六条の見出し中「施設」を「事業場」に改め、同条中「第三条の規定により登録を受けた輸出水産業者又は製造受託者に対し、同条の製造施設」を「第三条第一項の登録を受けた者に対し、その登録に係る事業場」に改める。

第七条に次の一号を加える。
五 組合員の数が定款で定める組合員たる資格を有する者の二分の一以上であること。

第十二条第一項中「役員」の下に「又は総代」を加える。
第十三条第二項中「定款」を「定款並びに事業計画、役員の名及び住所」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第一項第二号中「保管」を「販売、購買、保管」に、「副資材」を「原材料」に改め、同項第四号中「副資材の購入その他に関する」を削り、同条第三項中「その債務」を「その債権」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(主原料の購入事業等の認可)

第十七条の二 組合は、前条第一項第二号に掲げる事業のうち、輸出水産物の主原料の購入事業を行うには、省令で定めるところにより、当該事業の計画その他必要な事項を記載した書類を提出して農林大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項のうち重要事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 組合が漁業者又はその組織する団体と輸出水産物の主原料の購入に関する前条第一項第四号の団体協約を締結しようとするときは、省令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前二項の認可については、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

第十八条中「それぞれ各号」を「それぞれ各号の一」に、「出荷数量」を「加工品の引渡数量を含む」、品質、販売方法(加工品の引渡方法を含む)、販売時期(加工品の引渡時期を含む)、「販売価格(加工賃を含む)」を「製造方法、製造時期、出荷数量、出荷方法、出荷時期、品質、品種、販売数量、販売方法、販売時期、販売価格」に、「を行うことができる」を

「又はこれらの制限に附帯する事業を行うことができる」に改める。

第十九条の見出し中「認可」を「届出等」に改め、同条第一項中「定めて農林大臣の認可を受け」を「作成し、その設定の日(二十日前までに農林大臣に届け出)に改め、同条第二項第一号中「前条各号」を「前条各号の一」に改め、同項の各号列記以外の部分を次のように改める。

農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整規程の設定前に、組合に対し、その調整規程の変更を命じ、又はその設定を禁止しなければならない。

第十九条第三項を次のように改める。

3 組合は、第一項の届出に係る調整規程で組合員がその製造する輸出水産物を組合の指定する者(以下「販売機関」という)に販売又は販売の委託をすべきことを定めている場合においては、その届出の際、省令で定めるところにより、販売又は販売の委託についての組合と販売機関との取極の内容並びに販売機関の資産、信用及び業務の状況を記載した書類を農林大臣に提出しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

4 組合は、前項の書類の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第二十条を次のように改める。

(調整規程の変更等の命令)
第二十條 農林大臣は、調整規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを變更し、又は廢止すべきことを命じなければならぬ。

第二十五條中、「第三十五條の二」を削り、「第五十四條まで(第五十一條第二項及び第三項並びに第五十三條第四号を除く。)、第五十六條、第五十七條」を「第五十七條まで(第五十一條第二項及び第三項並びに第五十三條第四号を除く。)」に、「第五十八號」を「第十九號」に改め、「第三十四條第一号中「總會」又は「總代会」とあるのは「總會」とを削り、「理事」と、「の下に「第五十五條第六項中「第十一條第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二條第二項」と、」を加え、「輸出水産業の振興に関する法律第十六條第一項」を「輸出水産業の振興に関する法律第十六條」に、「中小企業協同組合連合會登記簿」を「中小企業協同組合連合會登記簿」に改める。

第二十六條中「同条各号」を「同条各号の一」に、「当該輸出水産業を営む者のすべて」に対し、「当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従うべきことを省令をもつて命ずることができ、」を「省令をもつて、当該組合の調整規程の内容を參照して同条に掲げる制限を定め、当該輸出水産業者のすべてがこれに従うべきことを命ずることができ、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項の場合において当該輸出水産業者に対してその製造する輸出水産物を農林大臣の指定する者(以下「指定機関」という。)に販売又は販売の委託をさせる必要があると認めて同項の省令で指定機関を定めようとする場合には、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。
第二十六條の次に次の八條を加える。

(調整規程の変更命令)
第二十六條の二 農林大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができ、
(命令の変更又は取消)
第二十六條の三 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が變更し、又は消滅したと認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、その命令を變更し、又は取り消さなければならぬ。

(事務の処理)
第二十六條の四 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、省令をもつて、その命令に係る事務の一部はその命令に係る組合が処理すべき旨を命ずることができ、
(秘密保持義務)
第二十六條の五 前条の規定により

第二十六條第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(役員等の解任)
第二十六條の六 農林大臣は、第二十六條の四の規定により第二十六條第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに不適し、これを解任することができ、

(指定機関の業務方法等の認可等)
第二十六條の七 指定機関は、毎事業年度の開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく)、省令で定めるところにより、その事業年度の当該輸出水産物に係る業務の方法及び事業計画を記載した書類を提出して、農林大臣の認可を受けなければならぬ。
当該書類の記載事項を變更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る業務の方法又は事業計画が左の各号の一に該当すると認めるときは、これを認可してはならない。
一 不当に差別的であること。
二 輸出水産業者又は関連事業者の利益を著しく害すること。

3 指定機関は、毎事業年度の経過後二箇月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を農林大臣に提出しなければならない。
4 指定機関がする毎事業年度の利益金処分については、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。
(指定機関に対する監督)
第二十六條の八 農林大臣は、輸出水産物の振興を図るため必要があると認めるときは、指定機関に対し、当該輸出水産物に係る業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(登録の停止)
第二十六條の九 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による命令において製造若しくは出荷に關する制限を定めようとするとき、又はその定をした後において、第十八條各号の一に掲げる事態の克服を円滑にし、当該輸出水産物の秩序を確立し、当該命令の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、省令で定める場合を除き、当該命令の有効期間中に限り、当該命令に係る輸出水産物を製造する事業場についての第三條第一項の登録を行わないことができる。この場合においては、農林大臣は、その旨を告示しなければならない。
第二十七條中「組合又はその組合員が第十九條第一項の認可を受けてする正当な行為」を「組合若しくはそ

の組合員が第十七條の第二項の認可を受けた団体協約若しくは第十九條第一項の規定により設定した調整規程に基いてする行為若しくは第二十六條の四の規定による農林大臣の命令を受けてする行為又は指定機関が第二十六條の七第一項の認可を受けた業務の方法若しくは事業計画に基いてする行為若しくは第二十六條の八の規定による農林大臣の命令を受けてする行為」に改め、同条第二号中「次条第四項」を「次条第五項」に、「一月」を「二箇月」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第二十八條第一項中「第二十六條の規定による省令の制定又は改正」を「第十七條の二第二項若しくは第二十六條の七第一項の認可又は第二十六條第一項の規定による省令の制定若しくは改正」に改め、同条第四項を「同条第五項」とし、同条第三項中「第十九條第一項の認可を受けて行う」を「第十九條第一項の認可を受けて行」を「第十九條第一項の認可を受けて行」に改め、同条第二十條の規定による命令により「該当するに至つた」を「該當する」に改め、「農林大臣に対し、」の下に「同項又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、第十九條第一項の規定による届出を受理したとき、同条第二項の規定による処分をしたとき、又は第二十條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

第二十八條の次に次の一條を加ふる。
(通商産業大臣との關係)
第二十八條の二 農林大臣は、第十九條第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

2 農林大臣は、第二十六條第一項の規定による省令の制定若しくは改正、第二十六條の七第一項の認可又は第二十六條の八の命令をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、輸出水産物の輸出の振興を図るため特に必要があると認めるときは、農林大臣に対し、第二十六條の八の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第三十條第一項中「若しくは製造受託者又は組合」と、製造受託者、組合、販売機関若しくは指定機関に改める。
第三十一條第二項中「第二十六條」を「第三條の三第二項、第十七條の二第三項、第二十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九」に改める。

第三十二條第七項を同條第九項とし、同條第六項中「委員」を「委員及び専門委員」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項の次に第六項及び第七項として次のように加ふる。
6 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。
第三十三條を次のように改める。
(罰則)

第三十三條 第二十六條の四の規定により第二十六條第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第三十三條の二 前條の役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に關し請託を受けてわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同條の役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。
2 前條の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第三十三條の三 前二條の場合において、取受したわいろは、没取することができないときは、その価額を追徴する。
第三十三條の四 第三十三條又は第三十三條の二に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。
第三十三條の五 第二十六條の五の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第三十三條の六 第二十六條第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
第三十三條の七 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第三十三條第三項の規定に違反した者
二 第十七條の二第一項又は第二項の規定による認可を受けないうで購入事業を行い、又は団体協約を締結した組合の理事
三 第十九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する調整規程を実施した組合の理事
四 第二十六條の七第一項の規定による認可を受けないうで当該指定に係る業務を行つた指定機関の役員

第三十四條を次のように改める。
第三十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第三條の四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第九條第二項の規定に違反し

た者又は同條第三項において準用する商法第二十一條第一項の規定に違反した者
三 第三十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第三十四條の次に次の二條を加ふる。
第三十四條の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第十九條第二項、第二十條又は第二十六條の二の規定による命令に違反した組合の理事
二 第二十六條の八の規定による命令に違反した指定機関の役員
第三十四條の三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九條第三項の規定による書類を提出せず若しくは不実の記載をしたその書類を提出し、又は同條第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした組合の理事
三 第二十六條の七第三項に規定する書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出した指定機関の役員

第三十五條中「前條」を「第三十三條の六、第三十三條の七第一号又は第三十四條」に、「前二條」を「各本條」に改める。
第三十六條を削る。

別表中第一号を次のように改める。
一 まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む)
別表中第四号及び第五号を次のように改める。
四 いわし類かん詰
五 さんまかん詰

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、輸出水産物の振興に關する法律(以下「法」という)第三條から第六條までに係る改正規定、第三十三條の七、第三十四條及び第三十五條の三に係る改正規定中第三十五條の改正規定中これらの部分に係る部分並びに第三十六條に係る改正規定は、この法律の公布の日から起算して二箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。
2 農林大臣は、この法律の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ)前でも改正後の法第三條の三第一項第一号及び第二号の省令を制定するために、輸出水産業振興審議会の意見を聞くことができる。
3 この法律の施行の日において現に法別表に掲げる輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者の改正後の法第三條第一項の登録を受けるべき期間は、同日から三箇月以内とする。この場合には、同條第三項ただし書の規定を準用する。
4 この法律の施行(第一項本文の規定による施行をいう。次項にお

別表中第一号を次のように改める。
一 まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む)
別表中第四号及び第五号を次のように改める。
四 いわし類かん詰
五 さんまかん詰

いて同じ。前に改正前の法第十九条第一項の認可を受けて定めた調整規程は、改正後の法第十九条第一項の規定による届出をして設定したもののみならず。

5 この法律の施行前に改正前の法第二十六条の規定により発した命令は、改正後の法第二十六条第一項の規定による命令とみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）に基き指定機関を指導監督すること。

第五条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 輸出水産業の振興に関する法律に基き指定機関の指導監督に関する事務を処理すること。

第八条第一項の表中「昭和二十九年法律第五十四号」を削る

○鈴木(膏)委員 輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案の起草につきましては、去る七日の委員会において御報告申し上げたのでございますが、その後小委員会等において検討いたしました結果、若干追加補正いたしたい点がござりますので、重ねて御報告申し上げます。

次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一点は、農林大臣が規制命令の制定もしくは改正あるいは指定機関の業務方法等の認可または指定機関に対する監督命令をしようとするときは、通商産業大臣の同意を得ることとした点であります。

第二点は、公正取引委員会との関係において、調整規定については、十日前までに農林大臣に届け出ることになっているのを二十日前とする等、多少の字句的修正をした点であります。

これが案文につきましてはお手元に御配付してある通りでありますので、この点を合せて委員会提案としてお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

○小枝委員長 ただいまの小委員長の報告に対し、御意見なり質疑があればこれを許します。別に御発言もなければ、この際お諮りいたします。本日小委員長より御報告されました、水産に関する小委員会の起草にかかる輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○小枝委員長 起立総員。よって委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○小枝委員長 農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特別法を廃止する法律案及び農業災害補償法第七十九条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特別法に関する法律案、以上三案を一括して議題とした

し、審査を進めます。質疑を続行いたします。芳賀貞君。

○芳賀委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案に対して、農林大臣にお尋ねしたいと思ひます。共済法の改正に対しては、農林大臣におかれても、前農林委員長時代においても深く関心を寄せておられたわけですが、今回の改正に当りましては、私どもの立場から見ると、非常に不満足な改正案の内容でありますので、先般来質疑を続けてきたわけでありまして、特に今回の法律改正に当りましては、表面上、法律の条文等による改正よりも、むしろ今後の運用いかんが非常に大事な問題であります。特に政令等にまかせられた点が非常に多いということ、大臣も御承知の通りであります。重要

な点だけをお尋ねしたいと思ひます。第一の点は、今日の農作物共済の基準取量の問題であります。実際の収穫高に比べまして、共済関係の基準反収というものは、実情にふさわしくないようなことになっておられるわけでありまして、ですから、この基準反収が非常に低位に置かれるということは、結局現地に於ける損害評価等の問題にも関連いたしまして、末端の適正なる損害評価を行う場合においては、やはり妥当なる基準を設定するということがどうして先決条件になると思ひます。この基準反収の問題につきましては、これは農政一般の問題といたしまして、現在では大体全国の平均反収が二石二斗を基準にして、六千六百万石ということがいわれられておりますけれども、その実態というものは、それをす

でに上回って、おそらく実収において

は七千万石台が今日の平年時における収穫の実態ではないかというように考えられますが、この共済関係の基準反収を上げるといふことは、すなわち全般的食糧関係の問題にも影響するところもあるし、農政関係にも大きな影響をもたらすということも、われわれとしても十分承知しております。ただ単に基準反収を低位のところにおいて農政を進めていくという時代は、もう過ぎたようにも感ぜられますので、この点に對しまして農林大臣の所見をお聞きしたいと思います。

○井出国務大臣 ただいま御指摘のありましたように、今回の改正はあるいは政令にゆだねられた、ないしは運営の面に當って、それに託された部分と

いうふうなものが相当多いことは確かでございます。従いまして成立いたしました際は、十分にその辺も考慮をいたしました。誤まりなきを期したいと考えております。

なお基準反収の問題でございますが、現在は趨勢値によつて定められた平年作というものを、反収の基準にいたしておるわけでございますが、これにつきましては、いま述べられましたように御批判もござります。十分

に検討をいたしまして御趣旨の実現をはかりたい、このように考える次第でございます。

○芳賀委員 その点をもう少し具体的に大臣の責任において述べてもらいたいのです。現在までは昭和元年以降の趨勢値が基準反収の基礎をなしておるわけですが、この方式でいくと期待に沿つたようなことにならないのです。だから今日まで採用したこの基準反収の設定の方法というものをどういふ

うに具体的に改訂して実情に即したうになさるお考えであるか、この点は非常に大事な点でありますからして、もう少し具体的にこのうふううにやりたいとか、こうするとうふううな点をぜひ明らかにしてもらいたい。

○井出国務大臣 まだその方式の問題につきまして、具体的にさしあたりどうするかというところまでお示しをいたすわけには参りませんが、確かに従来のあり方につきましては現実にマッチしない面が多々ござりまするので、それを改正するという方向において検討の機会を持たせていただきたい、かように存するわけであります。

○芳賀委員 その点に對してはこの法律の改正の施行は昭和三十三年ということになっておられますが、これは直ちに着手すれば、たとえば今年度の分からでもやればやれるということになると思うのですが、それらの点はいかがですか。

○井出国務大臣 三十三年から実施をいたしますのに果して間に合いますかいな、その辺は少しむづかしいというふうにお思ひますが、極力取り急ぎまして検討を開始いたしたい、かように考えております。

○芳賀委員 第二点でお尋ねしたい点は、これは損害評価の末端の問題ですが、従来当委員会において以前から検討した問題といたしましては、市町村段階における損害評価の方式に對しては、従来のように共済組合のみにまかせられた自主的な損害評価の方式でやるのでは、結果的にそれが十分その通りにならないということが毎年のように繰り返されておりますので、この際

末端の損害評価の場合において、國の

して、機構を簡素化すべきである、そのういうような観点から先般米基金のあり方というものについてもいろいろと御議論をいただいたわけであり、その御議論をいただいたわけであり、そこで現在農業共済基金が連合会に對します事業不足金の融資を行なっているわけであり、簡素化という点からいいますと、相当問題があるのかと思つております。従いましてこの基金運用団体との関係ないしは農業共済再保険特別会計との関係等を十分に検討いたしまして、御趣旨の方向に努力を傾けたい、かように存じております。

○芳賀委員 第六の点は任意共済の問題であります。現在農作物に對しても任意共済はやることになっており、すけれども、しかし問題は任意共済に對する国の再保険の措置が行われなければ全く有名無実なものになつて終ります、特に昭和二十八年の大水害の場合においても、福岡県における菜種の任意共済がその後全く行き詰まつて、今日においてもそのあと始末ができないような状態に放置されていることは、大臣も御承知の通りであります。これは今後の法律改正の問題に關連するわけであり、たとへば大豆であるとか、あるいは菜種等の農作物に對しては、これは国が再保険の措置を講ずるようなことにして、これらの共済が具体的に推進されるようにすべきだと思つて、これも早急に検討して実施に當るような方法を開いていただきたいと思います、この点に對してはどうお考えでありますか。

○井出国務大臣 大臣及び菜種につきまして、国が再保険措置を拡大する、

こういうことによつて農業災害補償制度が一そう完璧を期せられるであろうという点については、私も同感でございます。ただ利率その他保険設計上の問題のみならず、農家の負担感については国の再保険責任等、いろいろ困難な問題もまだ現状においてはあつてございまして、これも今後十分に検討して参りたい、このように考えております。

○芳賀委員 この共済程度は、やはり大臣もお考えと思つて、単に米麦だけでいいというわけではないと思つて、今日は置かれていない地位のごときは、もうすでに大豆とか菜種と比較しても、それほど畑作地帯においては麦類のみが重要性があるということにはならないと思つて、ですから政府としまして、できるだけこの共済制度の拡大に對しては、絶えず熱意を示す必要があると思つて、この点に對しては單なる言明だけでなくて、速急に是正するような努力をしてもらいたいと思つて、

それから第七の点は、今回の改正によりまして、共済金あるいは賦課金等は強制徴収がされるようになるわけであり、共済金がたとへば政府の負担増等によつて、縦割二分の一等の改善によつて、共済掛金の面においては組合員の負担が若干軽減されるようなことになっておりますが、この事務費の場合においては、何ら組合員の事務費関係の負担というものが軽減されるという道が講ぜられていないわけ、ですから共済金の負担の軽減と合せて、事務費等に對する賦課金の軽減といふことは合せて行つべき問題であると思つて、この点に對しては

強制徴収ができるということ、あるいは事業主体が市町村に移行するというような場合においては、税に匹敵したような形で、保険税というような形で徴収されるような形になります、どうしてか、当事者は安易な気持ちで、この事業費の賦課金の増加というのを考えやすくすると思つて、この点に對しては、やはり承認制の強化等によつて、具体的にその傾向を抑圧して、農家の負担の軽減の努める措置が必要であると思つて、この点に對して大臣はどうお考えをしておりますか。

○井出国務大臣 今回の改正によりまして、掛金の面につきましてはその軽減がはかられたわけでございます。事務費の賦課につきましても、これが強制徴収を認められる、こういうことになつた次第でございます。そこで、この賦課の適正ということがまず第一に考えられなければならない点でございます、御趣旨の線に沿ひまして、農林大臣または都道府県知事の承認を求めさせて、その適正をはかる。そうして、その限り農家負担の軽減をはかつて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○芳賀委員 最後に第八点といたしまして、これは共済団体に対する政府の行政の監督制度の強化刷新等の問題であります、今回の改正のうちにおいては、若干共済団体に対する行政の検査あるいは監督の強化等は、たゞありませぬけれども、これは単に共済事業団体に限らず農林省所管の主たる農業団体等に對しても、行政の監督とか指導の組織的な強化といふものが非常に必要だと思つて、これは単に農業団体に對して行政だけが嚴重

な監督機構とか、監督組織を設ければそれで根本的な解決ができるということ、私どもとしても考えておりましたけれども、とにかく農業団体の健全なる育成強化という点から考え、た場合においては、現在の農林省の機構内における監督あるいは監督の組織等もこの際根本的な検討を加えて、総合的な農業団体に対する監督あるいは監督の実施が行われるようなことにする措置が必要でないかというふうな考えられるわけですが、たとへば農林省設置法等の改正も行なつて、その期待に沿つるような監督、監督機構の改善といふものを農林大臣はどのようにお考えになつておるか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○井出国務大臣 農業共済団体の監督の強化に關しましては、近時の被疑事件等の発生にもかんがみまして、共済団体のみならず農業団体全般について農林省全体として考えなければならぬと存じております。団体自体によるところの自治的監督機構の拡充とともに、農林省の監督機構の拡充につきましても検討を加へまして、厳正な検査の実施によつて、今後被疑事件等は再び繰り返すことのないように御趣旨に沿つて努力をしたいと思つて、この改正という問題も出て参るでござい、ましようから、十分検討の上、その必要がある場合はもちろん設置法の改正をいたすにやぶさかではありません。

○小枝委員長 他に質疑はこれにて終了いたしました。

例法を廃止する法律案に對し、足鹿覺君より、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる修正案が提出されております。この内容は各位の手に配付いたしてある通りであります。まず両修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。足鹿覺君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案
農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第四十五条の二第一項の改正規定を削る。
第四十二条の四中「十分の一」を「二十分の一」に改める。
第四十七条の改正規定を次のように改める。
第四十七条中第十一号の次に次の一号を加える。
第十一号 第九十九条の二第一項又は第三十条の規定に違反したとき。
第四十七号第十三号を次のように改める。
第十三号 第四十二条の五の規定による命令に従わなかつたとき。

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案に對する修正案
農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十三年五月一日」を「公布の日」に改める。

○足鹿委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案を提出いたします。すなわち

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四十五条の二第一項の改正規定を削る。

第四百二十二条の四中「十分の一」を「二十分の一」に改める。

第四百四十七条の改正規定を次のように改める。

第四百四十七条第十二号の次に次の一号を加える。

十一の二 第九十九条の二第一項又は第三百十条の規定に違反したとき。

第四百四十七条第十三号を次のように改める。

第十三 第四百四十二条の五の規定による命令に従わなかつたとき。

次に農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年五月一日」を「公布の日」に改める。

以上であります。この修正案を提出するに至りました今日の経過をまず当初の御報告を申し上げ、若干の説明を加えていきたいと思います。

本案を審議するに当りまして、先般当委員会の御決定により自由民主党、社会党両党から三名程度の小委員会をあげて、その小委員会において修正箇所その他について十分審議をし、両党の意見を調整すべきである、こういうことになりました。その小委員会が四月の二十五日、五月の七日、五月八日の三回にわたって開かれました。その結果、ただいま提案をいたしておりますような修正案を、両党の意見が一致を見まして、提案の運びになった次第

であります。

先刻も芳賀委員から各項にわたって政府の所信を最終的にただされたので、今回の改正案においては、本委員会が昭和二十八年以来検討して得た結論も相当原案に織り込まれておるのであります。なお今回新しく改正案として政府提案になりました、市町村へ事業を移譲していく場合の特例について、この修正の案が練られたわけでありませぬ。

すなわち第一の修正点であります市町村に事業を移譲する場合の手續であります。政府原案によりまして、これが総会の特別議決事項となつておつたのであります。最近の農業共済組合は市町村の合併に伴い組合の地域あるいは組合員数等が著しく拡大されておりました。中には五千、六千という組合員を有する大組合もあるような実情に至つておるのであります。その場合に総会を招集しその三分の二の議決を得ることは実際においてきわめて困難である。従つて総代会の特別議決を得た場合においては農業共済の必須事業を組合から市町村に移譲することの特別議決が得ることに修正すべきである、かように意見が一致を見た次第であります。

第二の修正点におきましても、組合員が行政庁に対し農業共済団体の検査を請求する場合には、原案では、総組合員の十分の一以上の同意を得なければならぬようになっておるのであります。これを二十分の一の同意で請求することができるように修正したのであります。すなわち監査請求等の請求権を、現在のごとく十分の一という程度では、たとえば五千人の組合員が

ある場合は五百人以上の署名、同意を必要とする、こういうことになりました。これは第一項の修正案について述べましたと同様な意味において、組合員の意向をこの制度の運営の上に正しく反映せしめていく上においても、当然これを二十分の一にすべきである、こういう点で意見の一致を見、他の関係市町村のリコールの場合、あるいは農協の場合、あるいはその他の関係の規定ともよく比較検討した結果、これが適當であろうということになりました。かような修正案になった次第であります。

第三点は必要措置命令及び監督命令に違反した農業共済団体の役員を一万円以下の過料に処するよう修正をいたしました点であります。現在は御存じのよう千円程度になっておるのであります。これが、これではその趣旨の十分な徹底を欠くうらみがあるというので、一万円程度が適當であろうということに両党の意見が一致を見たのであります。この点についても、他の関係規定ともよく比較案をいたしまして、行き過ぎその他の過誤のないように万全を期してあるつもりであります。

それから農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案の修正につきましては、原案が五月一日になっておりますが、審議の経過から見て、これは当然公布の日から施行するように修正することが適當であるのであります。これは説明を要しないと思ひます。

以上が大体本修正案を提出するに至りました経過並びに結果であります。この点につきましては十分両党の意見も一致をいたしておりますし、意見の調整もついておりますので、すみ

やかに本修正案が可決せられるよう御賛同をいただきたいと思ひます。以上であります。

○小枝委員長 修正案に対する質疑はありますか。――なければこれより討論に入ります。

討論はありますか。――討論がなければこれより採決に入ります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。まず本案に対する修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よつて、修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いた政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よつて、本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案について採決いたします。まず本案に対する修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よつて、修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いた政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よつて、本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法第七七条第四

項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小枝委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際農業災害補償法の一部を改正する法律案について附帯決議を付した旨の申し出があります。これを許します。芳賀委員。

○芳賀委員 私は農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すの動議を提出いたします。まず案文を朗読いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案の附帯決議

農業災害補償制度のたてなほは長きにわたる懸案であり、法の改正に対する農民の期待は大である。よつて、政府は、改正後における本制度をして再び既往の失態を繰返さしめず、運用の全きを得て、農業生産力の確保と農家経営の安定に寄与せしめることとなるよう、左記各項の実行につきいかなきを期すべきである。

記

一、農作物共済の基準収量の低すぎること又は実収量との差が大きすぎるが、この制度の円滑な運営を阻害する最大の原因となつており、認められるのでこのさい災害なかりせば反収を加味してこれを改訂する等、実態に合致した基準収量の確立に努めること。

二、農作物その他の損害の評価については、国の統計調査機構が農業共済団体の行う損害評価に対し積極的

且緊密に協力することとし、調査方法の統一、農業共済団体の調査の精度の向上をはかること。

右により、農業共済団体の調査した取極量及び被害量を基準として、適正な共済金支払が実施できることとなるか否かについて本年度より直ちに実験を行い将来この方式を確立し得るよう努めること。

三、無事戻制度について検討を加え、その整備拡充をはかり、併せて共済の完全引受掛金の完全徴取について奨励措置を講ずること。

四、現行制度では九割以上の被害及び抽付又は掃立の場合概算払いを行いうることとなっているが、共済金の早期支払をさらに促進するため、七割程度以上の被害の場合にも、概算払いができるよう措置すること。

五、農業災害補償制度の運用に当るべき機構の複雑化を避けるため、農業共済組合連合会の事業不足金融資に関する制度を再検討すること。

六、大豆及び菜種等について国の再保険措置の途を拓くよう準備を進めること。

七、今後は共済掛金のみならず、事務費賦課金についても強制徴収を認めることとなるが、賦課金の増徴を防止するため、承認制を強化し農家負担の軽減に努めこと。

八、農業共済団体の適正且つ効率的な事業運営を期するため行政庁の監督の強化刷新を図るはもろろん、最近における農業団体の非違事件の発生にかんがみ、これらに対

する農林省の監督組織について、総合的な検討改善を加え、要すれば農林省設置法の改正を行い、監督行政の厳正な運営を期する上に必要な措置を講ずること。

以上が動議の内容であります。その趣旨につきましては先般来の当委員会における審議の経過並びに先ほどの農林大臣等の質疑の中にも尽されておりますので省略したいと思ひます。

○小枝委員長 ただいまの附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○井出國務大臣 ただいま農業災害補償法の一部を改正する法律案外二件が全会一致をもって修正可決相なりました。事ここに至りますまでには、思はずいぶん長い歳月を費しましておるわけでございます。委員各位とともに私も非常に感慨深いものがあるのをごさいます。御審議の過程においても御論議いただきましたように、まだ幾多不十分な点もございまして、うけられ、しかしながら修正をいたさずして、より充実せられたものと考えます。先ほど御答弁申し上げましたようにわれ

われとしてもおな一その研さんを期さなければならぬと考えておるわけでありまして。要すれば今回のこの改正によりまして農業災害補償制度がその運命を決するとも申すべききわめて重大な改正でございます。これが運用の衝に当ります政府の責任はきわめて大きいものがあるかと思つてございまして。この間における御審議に際しての皆様方の御趣意を十分に体して運営に當つて参る所存でございます。以上申し上げまして政府の所見をいたします。

○小枝委員長 この際石田君より農業用電力料金の問題について発言を求められております。これを許します。石田君全君。

○石田(有)委員 今回東北並びに北陸の両電力会社から電気料金値上げの申請が出されておりました。すでに地元におきましては公聴会等が行われておるようでありまして。承るところによると、排水関係は五%、灌漑関係は一〇%、その他の農事用電力、いわゆる脱穀調整等については二〇%程度の値上げを内容とするものであると伝えられております。御承知のように電力料金は農民にとつて大きな負担でございます。たまたまは私どもの県で亀田郷などの六千七百町歩という大規模なところにおきましては、その負担が反當年間四千五百円というような限界点に達しておられるような状況にありますが、その中でやはり電力料金の占める比率はかなり高いものがあります。同じく白根郷を見ましても六千町歩でありまして、三十五カ所

で三千四百九十九馬力というような施設

を持つており、この中には電力料金の負担が二百円をこえております。さらに小規模の地域におきましては、反当り四百円ないし五百円という負担を負わされておられる実情にあるのであります。が、このような重い負担のもとにおいてさらに五%ないし一〇%あるいは一般の農事用電力の二〇%値上げが実現されますと、その負担は非常に大きいです。しかも米価は公定でございます。これは特別な価格を求めるわけにはいかない実情にあるわけでございます。また電力料金も季節的にそのコストが違つておりました。農事用電力、特に灌漑電力を使用する時期は豊水期に当りまして、電力の豊富な時期に相当するのであります。しかるに今回のような大幅な値上げが実現することになりますと、一方的に農民の負担を過重にする結果になると考えられます。おそれる結果は、農事用電力関係については農林省の意見を求められておるのではないかと考えるわけでありまして、協議を受けておられるかどうか。また協議を受けておられるといたしましたならば、どういふ態度をもって臨んでおられるか、承つておきたいと思ひます。

○井出國務大臣 ただいま石田委員からお述べになりました電力料金改訂の問題であります。東北、北陸、この地域における電力会社の経営、電力九分割以来、立地条件その他に恵まれませんために、非常に赤字が累積をしておる。従いましてどういふ電力料金の改訂に踏み切らなければならぬかというのが現状のようでございます。その場合、この地域における農業者に対して相当な影響を与えるであ

らうという事は、たまたま御指摘の通りであるかと思つております。この件につきましては、通産省の方から事務的には話し合ひをしようという申し入れがあるわけでございますが、まだ最終的な固まつた段階に参りますのには相当日子を要するであろうと思つております。従いまして今後十分な折衝を遂げまして、これは実情にも即さなければならぬと思ひます。けれども、農事用電力というものは、おそらくこれらの両会社における全体の量の一%程度のものではなからうかと思つておるに思つておるに思つて、これに対しては、従来もさうでございまして、特例を設けて農民負担の軽減をはかる、こういう方向に努力をいたしたいと考える次第でございます。

○石田(有)委員 まだ協議を受けておられないことではあります。が、すでに公聴会等も取り運びになっておるわけでありまして、当然もはや協議が行われておるとは考えておつたわけでありまして。今お話の通りであります。農事用電力のウエイトというものは非常に少ないものであります。同時に先ほど申しましたように、ちょうど灌漑等の時期は豊水時に当りますので、電力の豊富なきときであり、コストの低い時期であります。業種別にいろいろ料金が違つておりました。前回の値上げに当りましては、農林省等が非常に強力な運動を進めまして、灌漑排水は特に低い値上げ率で押えておつたわけでありまして、今回はそれがほとんど特別考慮を払われておらないような数字が出ておるようであります。詳しくことについては公益事業局長等についてお尋ねをしたいと思つておるであ

すが、事は農事用関係でありますので、これは米価との関係もございませし、農家経済一般にわたって影響の顕著なものでありますので、特別に農林大臣の御配慮をわずらわさなければならぬと考えるわけであります。どうか積極的にこの問題をお調べになつて、向うからの協議いかにかわらぬ、大臣の方から特別な配慮をすべきである旨の申し出等をいたしまして、適切な措置を願いたいと考えるわけでありませ。

○井出國務大臣 承知しました。

○小枝委員長 この際暫時休憩いたしまして、午後は一時三十分から再開いたします。

午後零時二十四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

農業災害補償法第七條第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕